

紹介

カール・ドレクスラー『ドイツと中国と日本』

一九三三〜一九三九年、ドイツ極東政策のデイレムマ』

上 杉 重 二 郎

昨年の暮にベルリンで刊行されたナチス・ドイツの極東政策にかんするこの労作は、近年におけるドイツ民主共和国歴史学界の集中的努力の一つの大きな成果であった。私はこの小論のなかで東ドイツのこの若い歴史家の研究を紹介することによって、昨年秋季ようやく第十五回目の建国記念日を迎えたこの新しい社会主義国の歴史学の動向をもうかがってみたいと思う。⁽¹⁾

最近において世人の耳目をそびやかしたドイツの政治問題として、次の二つを挙げることができる。第一はドイツ連邦共和国(西ドイツ)の陸軍總監トレットナー將軍がNATOの会議において、西ドイツ東部国境沿いに原子核地雷帯を設けるといふ提案をしたことである。⁽²⁾第二は、ナチスならびに戦争犯罪人に対して時効を宣し、かれらに対する責任を免除するという政

府案をめぐる論争である。⁽³⁾

前者については国際世論の反撃を受け、トレットナーおよび西ドイツ政府がこの案を否認したにもかかわらず、なおフランス、ポーランド、チェコスロヴァキアなど、ドイツの隣国国民の不安を打ち消せないでいる。アデナウアー前首相、シュトラウス前国防相以来の、核兵器を手中にしようとする西ドイツの、多年にわたる執拗な努力を念頭におくならば、⁽⁴⁾これら諸国民の不安は当然の根拠を持つというべきである。

第二の問題にかんして云えば、あくまで時効を主張したドクトル・ブツヒャ法務大臣(自由民主党)はついに辞職し、エーハルト首相は時効を一九六九年末まで延長するという裁断を下して、民主的平和的勢力の非難を避けようとした。しかし、今日なお、いったい人道に対するあのように惨虐かつ厚顔な侵犯

が、時効によって免責されうるものであろうか。このような疑問、そしてキリスト教民主同盟(CDU)政府の欺瞞的措施に対する忿懣が、国の内外にわき起っていることは、周知のとおりである。

この二つの問題は、強い関連を持っている。作家アーノルト・ツワイクが適切に表現したように、ひとは核地雷とも、またナチの人殺しとも、いっしょに眠ることはできないのである。ドイツにおける最大の政治問題は、この国の西部において国家社会主義の土台が、一九四五年七月〜八月のポツダム協約にもかかわらず、依然として存続していることである。独占資本は国家および経済の枢要な地位、すなわち権力的地位についている。ファシストは、行政、司法および軍のなかに巣くっている⁽⁵⁾。そのことがただちにドイツとヨーロッパとの平和を脅かしていること、多言をまたない。

ドイツ人にとって、ちょうど日本人にとつてと同じように、戦争と平和の問題は現代の最大の問題である。二つの世界戦争がドイツの地から解き放されたがゆえに、新たな第三次世界戦争を阻止するということは、すべての良心あるドイツ人の真摯な願望であり、したがってドイツ民主共和国の社会学者はその使命を、この願いに答えることになかに見ている。東ドイツの歴史家もその研究を、二つの世界戦争はいかにして起ったか、いかにしてドイツ帝国主義の必然的法則的敗北に終らざるを得なかつたか、という問題に集中し、この研究を通じて東西

ドイツ国家の国民大衆に、いま戦争勢力はどこに盤踞しているのか、これといかにたたかうかを数え、かつ訴えているのである^(5a)。

なかんずく第二次世界戦争前史および一九三九〜一九四五年の歴史に、研究者の注意が集められていることは、たとえば一九五七年以来ドイツおよびソ連において交互に開かれている「ドイツおよびソ連歴史家委員会」の主催する学会が、右の期間の諸問題を一貫して取りあげ、『第二次世界戦争史の諸問題』、『ドイツ帝国主義と第二次世界戦争』などの成果を生み出していることによつても、明らかである。

しかしながら、強調されるべきことは、右のような努力は、かならずしも、全ドイツの歴史家によつて担われているのではないということである。ハレ⁽⁶⁾マルティン・ルーテル大学のレオ・シュテルン教授、ドイツ科学アカデミー歴史研究所所長エーレンスト・エンゲルベルク教授、ドイツ現代史研究所のワルター・バルテル教授、ドイツ社会主義統一党中央委員会附属社会科学研究所シュテファン・デルンベルク教授などを先頭とする東ドイツ歴史学界の努力とは、まさに反対に、西ドイツの指導的歴史家の努力は、二つの世界戦争の真の原因を隠し、またドイツ帝国主義⁽⁷⁾軍国主義の敗北が法則的なものではなく、なにか偶然的要因によつて起きたかのように記述することに向けられている。したがって、かれらによれば西ドイツにおいて現在独占資本が支配しているということも、ならんらファシズムおよ

が戦争の危険と結びつけられてはいない。ファシズムおよび戦争に対する闘争において、西ドイツの民衆はこれら歴史家によって思想的に武装解除されるという危険にさらされている。ヒトラーは死んだ。だから、もはやナチスも危険ではない。西ドイツの将軍たちがかれら自らの核兵器の引き金にその指をかけていても、戦争の惧れはない。核地雷帯はたんに防禦的なものだ。このような単純な、しかし危険な「理論」がそこでは支配している。

したがってまたドイツ民主共和国の歴史家がそのもう一つの任務を、西ドイツ歴史家および回想録をつぎつぎと発表しているヒトラーの将軍たち、ナチの外交官などの欺瞞的主張の暴露と撃破に向けていることも、当然のことである。もちろんこれらのことは、東ドイツの科学者が政治の要求に屈従して行動しているということの意味しない。そうではなくて、真実を明らかにするという科学者本来の意識が、真実を歪める政治的策略に対して対決しているのである。

さて、本書の著者はレオ・シュテルン教授の下で学んだ少壮の歴史家であり、一九六二年ハレ大学哲学部の審査をパスしたドクトル論文を土台として、ここにわれわれの興味も少なからずそそるナチスの極東政策にかんする労作を公刊したが、その『序文』のなかで彼もつぎのように述べて、この仕事が右に述べたドイツ民主共和国の全歴史家の使命に適うものであることを強調している。

「ドイツ民主共和国の連歴史家委員会は、一九五七年十一月ライプツィヒにおいてその最初の学会を催した。会議の二つのテーマの一つは、第二次世界戦争にかんする反動的ブルジョアの歴史叙述のもっとも重要な諸傾向を論破することにあつた。会議の決議は、さし迫った課題が第二次世界戦争前夜および戦争中の国際関係の討究にもある、と述べていた。この義務を果し、いかに戦争は行われるかという秘密を暴くことが、本書の意義でも、目的でもある。」

すなわち、彼においてはヒトラー・ドイツの極東政策が、その全戦争政策、世界制覇政策との分かち難い関連において追究されている。

ドレクスラーの著書は、一九三三年一月におけるヒトラーの権力掌握から、一九四〇年九月における三国軍事同盟の締結までの期間を包含する。その重点はしかし、一九三七年七月の中国に対する日本の本格的武力侵略開始から、一九三九年八月のドイツ連不可侵条約の締結にいたる、緊張に満ちた劇的な時期におかれている。

この時期におけるヒトラー・ドイツの極東政策は矛盾に満ち、かつ絶え間ない動揺を経験した、すなわち、ヒトラーの外交は極東においては、莫大な利潤が現に生じ、かつ将来においても保証される中国との結びつきと、世界の武力的再分割のための友邦としての日本との結合、この二つの間を動揺しなければならなかった。ドイツは最終的には日本を選んだが、その進

行は決してなめらかなものでなく、ためらいによって絶えず妨げられ至められたが、それは根本的にはドイツ独占資本自体のもつ矛盾に帰因していた。⁽⁸⁾

一九三七年七月七日、日本軍が北京郊外において中国軍を挑発し、中国に対する全面的武力侵略の口火を切ったとき、すでに日本と反共協定、すなわち反ソ条結を結んでいたドイツがきわめて微妙な立場におかれたことは、すでに日本の歴史家によっても指摘されているところである。たとえば、早稲田大学の大畑篤四郎はこの微妙な立場の由って来るところがどこにあったかを解明して、次の点、すなわち、第一に「ドイツにとって中国は、日本より大きな貿易市場であったうえ、現実に中国には若干の経済的権益を保持していた」こと、第二に「ドイツ国防軍は中国に軍事顧問団を派遣して、中国軍の近代化を指導していた」こと、第三に「歴史的にもドイツの外務省や国防軍は、日本よりも中国に親近感を感じていた」こと、および第四に「第一次世界大戦中、日本がドイツに宣戦布告を行なって山東省のイドゥ権益を接収した」⁽⁹⁾ことを指摘している。

さらにこの筆者は、一九三七年十一月五日の会議においてヒトラーはプロムベルク国防相、フリッチュ陸軍最高司令官など軍首脳およびノイラート外相に対して、いわゆる「ホスバハ覚書」を口授したが、これが「ドイツ世界政策の転換」を明瞭に示している、と述べている。⁽¹⁰⁾しかし、極東政策にかんしていえば、中国との関係には触れることなく、ただ「ソ連問題はもは

や後景におしやられ……、ドイツのヨーロッパ大陸制覇にたいする英国の介入を防ぐためには、ドイツにとって日独伊三国の提携をあらためて強化することが必要」となり、この新政策との関連においてプロンベルク、フリッチュ、ノイラートが更迭されたことに、注意を促がしている。

ドレクスラーは右のような問題をどのように解明しているだろうか？

彼はまず「資本主義と社会主義との基本的な対立が、競争関係にある資本主義諸国家間の対立と複雑に並列し、かつからみ合っている事実が、極東における国際関係の主要な問題である」⁽¹¹⁾と述べている。これを補足すれば、中国における経済的政治的支配権をめぐるイギリス、ドイツ、アメリカおよび日本の角逐が、同時にこれら帝国主義諸国と社会主義ソ連との対立と錯雑に絡合している事実を見失っては、ヒトラー・ドイツの微妙な中国政策およびその「転換」を正しく理解することはできない、という意味である。一九三八年秋のミュンヘン協定に象徴さされるような、イギリス、フランスまたアメリカ合衆国のドイツ帝国主義に対する宥和政策が、いうまでもなく反ソ十字軍鼓舞政策であったように、西の諸国は「……日本の北支襲撃に当っては、差し迫る侵略の鋒先をソ連に向けるという目標を追及し、ドイツと日本とイタリアの国家群とソ連とが、相互に弱め合うことを勘定に入れた」⁽¹²⁾ドレクスラーの敘述のすぐれた点は、かれがまず国際政治上の諸勢力の配置図を明確に把握し、

それとの関連において個々の問題に立ち入っていることである。

日中戦争開始以後の諸問題のなかで、本書の著者は次の四つの問題を重要なものとして取り上げている。すなわち、中国駐在ドイツ大使トラウトマンの講和仲介活動、軍事顧問団召還、軍需資材の中国への供給中止、「満州国」承認の諸問題である。これらを分析するに当って、東ドイツの歴史家がもう一度確認していることは、中国市場におけるドイツと日本との角逐は、資本主義諸国間の競争として、アメリカ合衆国およびイギリスと日本との対立と、質的には同じだ、ということである。すなわち、仮にドイツの外交官が親日的であったとしても、その故にドイツ資本主義が中国において得らるべき巨大な利潤を日本の資本家に提供するようなことはありえない。しかし、それならば、さまざまな曲折を経、失敗を重ねながらも、なぜドイツは日本と一九四〇年秋ついに軍事同盟を結ぶにいたったのだろうか。両帝国主義国がこの時点における武力による世界再分割という企てにおいて一致し、協力によってこの企図が実現されるという判断を同じくしていたからである。

トラウトマンの仲介工作は、従来の研究によれば、親中国のこのドイツ大使がヴァイツゼッカー外務次官の意を受け、「日本の行動は中国の統一をさまざまに、中国における共産主義の蔓延を助長し、中国民族をソ連の側に追いやるものである」⁽¹³⁾など

の理由を挙げて、日本の軍事行動にブレーキを掛けたと、いうように理解されている⁽¹⁴⁾。しかし、ドレクスラーによれば、むしろドイツ大使の願望は「中国の統一」にあったのではない。中国民族が真に統一されれば、ドイツ資本主義もまたここで甘い汁を吸うことが許されないのは、自明のことである。むしろ反対に中国共産党の努力によってようやく成立した、国民党を含む抗日人民戦線の統一を、ドイツが軍事顧問団の提供と武器弾薬の供給とによって維持している、蔣介石に対する影響力を行使して、これに日本の主張している降伏条件を押しつけることによって、破壊しようというのが、ドイツ帝国主義の狙いであり、トラウトマンはこの方針に原則的には忠実であった⁽¹⁵⁾。また目先の問題のみに目を留めても、すなわち現在進行中の巨額に上る中国との取引を、将来のことはさておいて、とにかく完結させるためには、ドイツ独占資本は当面この仲介工作によって戦争の全面的発展を抑えることを利益としたのであった⁽¹⁶⁾。ノイラートが罷免されてリップントロップが外務大臣に就任するとともに、そして日本軍の侵略が進んだことも加わって、中国におけるドイツ大使の活動の余地ははなはだ乏しくなってしまう、仲介工作もやがて沙汰やみとなった。この点について重要なことは、たしかにドイツの極東政策の「転換」が行われたということだが、それはどのような点においてか。ヒトラーは、最後まで蔣介石支配下の中国との貿易による利潤を見棄てる気持はなく、また事実、日本との紛争にもかかわらず、名目

はとにかくとして、この利益を断念しなかった。けれども、この時点においてナチス首脳は、日本軍が急速に中国の大部分を席卷するであろうと予想し、したがって蒋介石との取引はある程度犠牲にしても、むしろ全面的に日本との同盟に乗り換えて、その占領下の中国との貿易をアメリカ、イギリスよりも有利な条件において行うことを望んだのであった。もっともこの願望は、日本軍の占領地域が中国軍の反撃とギリラの襲撃とによってたえず攪乱されたことと、日本帝国主義者が西の帝国主義諸国との妥協を考慮せざるを得なかったために、ドイツの要求に対してさまざまな遁辞を設けたことによって、ついに最後まで実現しなかったのである。

中国との貿易にがんらい関心を持っていたのは、この『ドイツと中国と日本』の著者によれば、伝統的にハムブルク、ブレーメンなどの大商業資本であったが、これとともに「親中国」的ノイラート、プロムベルク、シャハトなどが代表していたのは、軍需資材の中国に対する輸出に關与していた独占資本の利益であり、ことに鉄鋼産業のコンツェルンのそれであった。中国は、一九三七年下期から一九三九年の初頭にかけて、ドイツから軍需資材を輸入する諸国の中で、第一位を占めていた。この輸出によって獲得した外貨によって、ドイツ工業にとって緊急に必要とされる原料を買いつけることができたのであるから、「親中国」派があくまで蒋介石中国との貿易の中止に反対し、ヒトラーもその一九三七年八月十六日の中止命令を翌々日

には修正して、事実上その続行を許さざるを得ないほどであった。^(17a)

この問題にはナチス首脳の「アウタルキーの理論^(17b)」に対するシャハトらの反対が絡み合っていた。かれらは、中国が供給してくれる原料をイタリヤや日本が提供してくれるであろうか、と反論した。ドレクスラーが注意を喚起しているこのテーマも、またひとがあまり気付いていない問題である。

「親」中国の方針はしかし、日本帝国主義の中国侵略政策とは直正面から衝突した。ハムブルクの大商業資本やシャハトらによって代表される軍需コンツェルンとは異って、イ・ゲ・ファルベン染料コンツェルンのような、その生産が中国からの原料に依存しない産業の独占資本家たちは、むしろ日本との紛争を避けることを望んだ。しかも、日本の化学工業は中国市場を排他的に占拠できるほどには発展しておらず、したがってイ・ゲ・ファルベン染料コンツェルンが、中国において日本のコンツェルンと協力することも、可能であった。⁽¹⁸⁾

このようにことにドイツの対中国政策の動揺のなかに、ドイツ独占資本内部の諸コンツェルン・グループの対立が表現されていると見るドレクスラーの分析は、鋭いものがあるといわざるをえない。しかし、シャハト、ノイラート、プロムベルクらによって代表されていた政策は、ドイツ軍需工業の利益に合致していたが、すでにドイツ「経済の主人公」の合意を得ることはできなかつた、というくだりは、⁽¹⁹⁾かならずしも十分に証明されて

いない。

けれども、この部分の次の結論は、はなはだ示唆に豊んでい
る。「ドイツ帝国主義は、自己の経済力と軍事的能力とを過大
に評価して、日本およびイタリアと協力して遂行すべき、戦争
による世界の新分割を約束する、途方もない事業のみを眼中に
おいていた。これまでの中国政策の続行は日本との同盟をさら
に固めるための障害であったから、ドイツ帝国主義は中国を見
棄てる決意をしたのであった」⁽²⁰⁾。

ドイツ帝国主義の第二次世界戦争における法則的敗北は、な
にに由来するか？ その一つの理由は、ドイツ帝国主義者が、
なにかんずくその反共主義によって目が眩まされた結果、国際的
力関係を正確につかみえなかつたことである。そのことは、こ
の中国政策の「転換」——それは決して平和主義から侵略主義
へというような質的転換ではなく、ノイラートもリッペントロ
ープもドイツ独占資本の利益を違つた形態で代表したにすぎな
いけれども——のなかにも見出される。かれらは、たとえば中
国共産党に指導される中国民衆の頑強な抗日闘争というごとき
ものを計算に入れることができなかった。

マルクスはすでに百年前に第一インターナショナル創立に当
つて「こうした対外政策のための闘争は、労働者階級の解放の
ための一般的闘争の一部をなしている」と述べた。ドレクスラ
ーはナチス極東政策の追究に当つて、たんにドイツ帝国主義の
政治家、外交官、軍人また独占資本家の動きを詳しく分析した

のみでなく、このドイツ独占資本の対外政策、すなわち戦争と
植民地主義の政策に対して、ドイツ共産党を先頭としてドイツ
民衆がいかに抵抗したかを、パーゼルで刊行されていたドイツ
共産党中央委員会の非合法機関誌『ルントシャウ』、コミンテ
ルの機関誌『デイ・インテルナツィオナーレ』、『コムニス
ティッシュ・インテルツィオナーレ』を利用して示し、また中
国人民の闘争にかんしては、毛沢東選集そのほかのドイツ語に
翻訳されている中国の研究家の文献を使用し、これらによつて
一国の対外政策が、たとえその国がファナスト国家であつて
も、民衆の運動を無視しては理解されえないことを、明らかに
している。

日本人の研究についていえば、ドイツ民主共和国の歴史家が
利用しているのは、ロシア訳の井上清、小此木真三郎、鈴木正
四『現代日本の歴史』および宇佐美誠次郎など『太平洋戦争史』
(歴史学研究会編)に過ぎず、日本の支配階級の対外政策に対
して日本の民衆がいかに反応したかにかんしては、なんの記述
もない。もっともこの領域についていえば、日本人自身の研究
もほとんどないのであるから、これを外国人に望むことは無理
であろう。

それにしても残念に思うことは、アジアにおける国際関係史
の研究に当つて、日本や中国の歴史家との協力がほとんど見ら
れないことであり、本書も、また今回日本語訳の刊行を見た
『ソ連大祖国戦争史』(モスクワ、一九六〇年)もその例外で

はない。将来日本人の側からもちょうした協力関係に進みたいと思う。

中国政策に続いてドレクスラーが本書の中心に据えているのは、軍事同盟をめぐるヒトラー・ドイツと日本との矛盾および一九三八年から一九三九年にいたるその交渉の複雑な経過である。著者は、日本の指導者層が西の諸国との公然とした紛争をなんとかして避けたいと動揺つねない有様であったのに反し——しかも「北進」も張鼓峰、ノモンハンの痛手が忘れられず、ついに実行の機会がなかったのだが——ドイツは大胆な投機師のようにイギリス、フランスとの戦争を賭け、日本を引き廻した過程がじつに生き生きと描かれている。

これと関連して、日本の支配層を混乱に陥し入れたドイツソ連不可侵条約の締結が言及されているのは、当然のことである。ウィーラー・ベネットが「ナチ体制に対する共産主義者たちの反対運動は、一九三九年八月二十三日のナチソヴェト協定の後、モスクワからの指令によって『公式には』停止されていた^(22a)」と述べ——興味あることの一つは、かれが豊富な史料による実証を一般的には行なっているにもかかわらず、この『モスクワからの指令』については、なんの典拠も示していないことである——、日本の保守的・反動的歴史家、思想家も今日なおこれに追隨して、共産主義者の「当惑顔」に冷笑を浴びせているが、ドイツ共産党中央委員会がファシズムと戦争に反対する、

ブリュッセルおよびベルンの行動綱領の線に従って、終始一貫して、すなわちこの協定締結の後といえども、ナチスに対する闘争をゆるめなかった事実を、ドレクスラーは想起している。

すなわち、かれの引用によれば、中央委員会は「……ドイツ国民はこの条約を歓迎する。なぜならば、これはヒトラーのムソリーニや日本軍国主義者との同盟が他民族に対する戦争と帝国主義的暴行との道具であるのとは異って、ドイツとソ連との間の平和を守るための協定である」と公式に、声明し、しかも抵抗闘争は中止すべきだという結論をかってひき出さなかった。

さて、これらの問題についての日本の支配階級のさまざまな動きにかんする日本人の研究は、遺憾ながら本書の著者の手に届いていないが、しかしかれはここにおいても、ヨーロッパ語で書かれた文献と史料とを駆使して、美事な分析を行なっている。たとえば、「ドイツソヴェト不可侵条約の締結によって、またファシスト侵略者たちの戦線自身にくさびが打ちこまれた^(22c)」という指摘は、多くの人々が見逃してきたところではなかったらうか。

史料について云えば、この若い研究者は、ドイツ科学アカデミー(ベルリン)の大きな援助を得てモスクワ、ワルシャワ、ロンドンの文書を十全に利用しえたのみならず、従来の研究においてはほとんど利用されていなかったポッドダムドイツ中央文書館の駐中国ドイツ大使館文書、オスカール・トラウトマン関係文書、ヘルバート・フォン・ディルクゼン東京駐在ドイツ大使

關係文書、外務省文書、ナチス四ヶ年經濟計畫關係文書、經濟省關係文書およびイ・ゲ・ファルベン染料コンツェルン關係文書を詳細に分析した。このほかドイツ外交文書集など、刊行された史料がドレクスラーの研究に役立っていることはいうまでもなく、その尨大の史料の蒐集と整理とはおどろくべきものがある。

しかし、私がここでとくに氣付くことは、この若い学者が、他の多くのドイツの学者たちと同様に、読者に対して親切だ、ということである。かれは自分の結論が諸史料によって証明されていることを示すために、つねに依拠した史料の所在を明瞭に掲げているばかりでない。その主張を読者に押し付けるのではなく、読者自身が当面するテーマにみずから迫ることを助ける意味において、末尾に詳しい史料目録を掲げ、その上その文書の番号をも明示して、誰でもその労を嫌わぬものはこれらを容易に見出しうるような便宜を与えている。これはなんでもないことのように、ひとは考えるかも知れない。しかし、たとえばこの紹介で引用した「太平洋戦争への道」などはよほど親切にできている部類であるけれども、「臨參命第五一号」、「支那駐屯歩兵第一連隊戦闘詳報」とか、外務省「日独間に於ける交渉、経緯」とかしか、註には書かれていないので、その部門の専門家でないかぎり、いったいどこでどう探していいものか、何ページにあるのか、さらに分からないというものである。戦後さまざまな史料が秘密の場所から現われてきていて、研究の

進歩に大いに寄与した。しかも、なお多くの研究部門において、特殊の便宜を有する者のみが研究を進め得る、という状態がなお残っている。その意味において文書館の設立がいま歴史家たちによって強く望まれている。ポツダム中央文書館などもその一つの模範となりうるであらう。

本書の最後の章「附録」の一節『文献および史料批判』は、短いけれども、充実した興味ある部分をなす。ここでドイツ民主共和国の歴史家は、その方法論を整理している。かれはまたこの節で西ドイツの歴史家を批判して、つぎのように記している。

「……ゾムマーは言う、私の使命は、『一つの問題の敘述を』この著作の前面におくことでは『ない』。そうではなくて、なかならず歴史的諸事実を記述するという努力にある。すなわち、現象の外的経過を明らかにすることが私の課題であって、現象の内面的問題性を明らかにすることではない。このような態度の結果として、ゾムマーは尨大な資料をもととして、しばしば錯雑して理解し難いドイツと日本との外交交渉をほとんど些末的な精確さで再構成している……とはいえ、ただだんに事件の外面的経過の敘述にのみ自己の課題を限定してしまった。このことは、内面的問題性を根拠づけようとする仕事を意識的に断念することを意味する。それは結局は、歴史の前に降伏することにほかならず、歴史家本来の

使命を諦める以外のなにもつてもない。」⁽²⁷⁾

これはまさに多くの日本の研究者にとって頂門の一針ではなからうか。

(一九六五年五月六日)

DRECHSLER, KARL : Deutschland-China-Japan 1933—1939. Das Dilemma der deutschen Fernostpolitik. Akademie-Verlag. Berlin 1964, 180S.

- (1) 上杉重二郎『歴史家の使命』「思想」一九六三年四月号参照。
- (2) 一九六四年十二月十八日ドイツ共産党中央委員会は、この案を阻止するようドイツ国民を訴え、ドイツ社会民主党H・シヨットン¹⁾に、これはドイツの政治的・軍事的自殺を意味する、とホム政府を非難した。("Dokumentation der Zeit", Heft 326/1965, S. 53.) また"Neues Deutschland" vom 19, 23, 30, 31. December 1964. および「ドイツ人に死の帯をひけるせむな。」「平和と社会主義の諸問題」日本版一九六五年三月号。
- (3) Vgl. *Bundeskabineit beschleusst Verführung von Nazi-Verbrechen*, "Dokumentation der Zeit", Heft 324/1964 und *Die Haltung der beiden deutschen Staaten zu den Nazi-und Kriegsverbrechen: Erklärung des Generalsstaatsanwalts der Deutschen Demokratischen Republik JOSEF STEELIT am 25. Januar 1965*, "O. O., o J (Berlin 1965).
- (4) Vgl. *Bonn verstärkt Bestrebungen zur Bildung einer multilateralen Atomstreitmacht*, "Dokumentation der Zeit", Heft 322/1964.
- (5) *Bonn sanktioniert Kriegsverbrechen*, hg. vom Nationalrat der Nationalen Front des demokratischen Deutschland (Berlin 1964) に、現在エムヘルト政府の下で司法官として勤務している、二〇人のかつての戦時裁判所および特別裁判所判事にかんする記録が掲げられており、"White Book on the War Crimes of Heinz Treutner Inspector-General of the Bundeswehr, published by the National Council of the National Front of Democratic Germany, Berlin 1964" も戦犯マインナー陸軍総監の全貌を明らかにしている。
- (6) Vgl. STERN, LEO : *Die Gesetzmässigkeit und die historische Bedingtheit der Niederlagen des deutschen Imperialismus in den beiden Weltkriegen*, in : *Agressoren ohne Chance*, Berlin 1960.
- (7) *Probleme der Geschichte des Zweiten Weltkrieges*, Berlin 1961 ; *Der deutsche Imperialismus und der zweite Weltkrieg*, 6 Bde., Berlin 1961 u. 1962.
- (8) Vgl. z. B. STERN, LEO : *Die Haupttendenzen der reichsringigen Geschichtsschreibung über den zweiten Weltkrieg*, "Zeitschrift für Geschichtswissenschaft" 1/1958.
- (9) DRECHSLER : *Deutschland-China-Japan 1933—1939*, S. IV.
- (10) Ebenda : S. 137.
- (11) 大畑篤四郎『日独防共協定・同強化問題』「太平洋戦争の道」

第五卷 朝日新聞社 一九六三年 五六ページ。

- (10) 同上 五八一—五九ページ。
(11) DRECHSLER : a. a. o. S. 1.
(12) Ebenda, S. 3 und S. 29.
(13) 大畑前掲五七—七〇ページ。
(14) 白井勝美『日中戦争の政治的展開』「太平洋戦争への道」第四卷 朝日新聞社 一九六三年、一二五—一三〇ページにおいて、ドイツ帝国主義者がどのような意図をもって、日本と中国との和平中介工作を行なったか、はままったく明らかにされてい⁵⁾ない。
(15) ドレクスラーはこれとの関連において次のように述べている。「西ドイツの歴史記述においては、蒋介石の降伏政策が以前のとおりには認められ、そして、仲介工作々の失敗はきわめて遺憾であった」とされている。たとえば……テオ・ンツマーは『もし、蒋介石(元帥が、日本の立場がまだまったく硬化しないう前に、二月早くその機会を捉えたならば「すなわち、日本の最初の降伏条件を受諾していたならば——上杉」)、平和は事実上到達をれ得たであろう、という考えが、私に迫らるべき』(SOMMER, TEO : *Deutschland und Japan zwischen den Mächten 1935—1940*, Tübingen (1962), S. 79) へ書づつて」(DRECHSLER : a. a. O. S. 48, Anmerkung 89.)⁶⁾ Und auch S. 31. und S. 40.

(16) Ebenda : S. 33, S. 49, S. 55—56.

(17) Ebenda : S. 40, S. 110.

カール・ドレクスラー『ドイツと中国と日本』一九三三—一九三九年ドイツ極東政策のダイレクティブ』一四三

(17 a) Ebenda : S. 51

(17 b) Ebenda : S. 36.

(18) Ebenda : S. 54.

(19) Ebenda : S. 58.

(20) Ebenda.

(21) 「国際労働者協会創立宣言」一八六四年、国民文庫版「ユーラ 綱領批判」二四ページ。

(22) DRECHSLER : a. a. O. S. 149—160.

(22 a) ウィラーとハネット「国防軍とピトラー」II、みすず書房 一九六一年 (WHEELER-BENNETT, J. W. : *The Nemesis of Power*, London 1953) の訳、九五ページの註。

(22 b) *Erklärung des ZK der KPD zum Abschluss des Nichtangriffspaktes zwischen der Sowjetunion und Deutschland*, in : "Rundschau," 46/1939, S. 1323, zitiert in : DRECHSLER : a. a. O. S. 134.

(22 c) DRECHSLER : a. a. O. S. 132.

(23) DRECHSLER : a. a. O. : S. 161—163.

(24) 「太平洋戦争への道」第四卷 三六一ページ。

(25) 同上、第五卷 三三三—三三六ページ。

(26) SOMMER, TEO : a. a. O. S. Ⅱ 圏点はドレクスラー。

(27) DRECHSLER : a. a. O. S. 143.